

求人・定着でお悩みではないですか？

「同一労働同一賃金」への対応はすすんでいますか？

賃金の見直し方セミナー

◎日時：2019年2月22日（金）13:30～16:30

2019年3月5日（火）13:30～16:30

同内容です。ご都合の良い方にご参加ください。

◎会場：浜松労政会館（浜松商工会議所7階）

主催：

西遠労務協会

労働基準法改正により「残業削減」を迫られますが、それには「人材確保」が必要です。しかしながら、現実には「求人難」で増員どころではありません。そればかりか雇用の流動化で「定着率」も悪化。自社の賃金水準を改めてチェックする必要があるのではないのでしょうか？

また、中小企業でも2021年から施行となる同一労働同一賃金。「法施行直前に不自然な賃金改定をせざるを得ない」などという状況にならないよう、今のうちに手を打っていく必要があります。

本セミナーでは、詳細なデータを用いて、人材の確保や活用に効果的な賃金の在り方を学んでいただきます。すぐに参考にしていただけるノウハウ満載です。（中小企業の実態に即した、非常に実務的なお話をさせていただきます。）

＜次のような「お悩み」や「思い」をお持ちの企業様に効果的なセミナーです＞

☐ 人手不足に悩んでいる

☐ 他社の賃金の状況を知りたい

☐ 春の賃上げに毎年悩んでいる

☐ 賃金を見直して従業員の士気を高めたい

＜当日お話しさせていただく主な内容＞

1. コレが現実 最新の賃金情報

① 最近の賃金動向

世の中の動き、他社の動き

② 一般社員・管理職の賃金相場

基本給 所定内 総支給額 賞与

③ 従業員役員への支払い実態（月収・年収）

④ 中途採用者の男女別年齢別の初任給実態（他社ではいくらくで採用できている？）

＜使用するデータ＞

- 西遠労務協会調査の県西部
中小企業の賃金実態
- 静岡県西部地区と類似の産
業構造である愛知中小企業
の最新データ

2. 今年の賃金改定はココがポイント

① 従業員が集まる会社になる

ヨソに負けない初任給の決定

「中途採用の金額設定」これではまずい こうするとよい

② 従業員が定着する会社になる

世間相場を意識した、定着する昇給

③ 「同一労働同一賃金問題」でモメない会社になる

法律対応の条件

特に問題が生じやすい「手当」について

3. 4月から時間把握が義務となる管理監督者の問題

① どうして時間把握が必要になる？

② 管理監督者の条件、課長職は今後どう取り扱う？



【講師：山口悦子】

西遠労務協会／(株)ビジネスコー
チ人事研究所代表 賃金コンサル
タントとして北見昌朗氏に師事、
中小企業にピッタリの賃金管理を提
案している。「経営」「法律」「人の気
持ち」のバランスをとった労務管理
こそが大切と考えている。

【開催日】2019年 2月22日(金) 13:30～16:30

同内容です。ご都合の良い方
にご参加ください。

2019年 3月 5日(火) 13:30～16:30

【会 場】浜松労政会館

【受講料】1名様 16,200 円 税込 (顧問先様無料)

【定 員】20 名様 (申込順) (同業者様、顧問社労士・コンサルタント様のご参加はお断りさせていただいております)

【主催/お問い合わせ先】

西遠労務協会 浜松市北区三方原町314-2 担当:山口・松本

TEL :053-436-1033 FAX:053-436-1138

HP : <http://www.seienroumu.com>

【前回の賃金改定セミナーアンケートより】

■中小企業の社長の悩みをズバリついた内容でした。

■当社は大変厳しい昇給額でしたが、「モデルグラフ」をみてまずまずと感じました。ただ全般的に手当て関係は低いと感じました。

■世間の相場、他社との比較など、興味深い内容でした。賃金規程他の規則なども一度見直しを検討する良い機会となりました。

■よかったです。他の会社を参考に是正していきたいと思います。

■いままでもやややしていた部分が、お話をお聞きして少しわかった気がしました。よかったです。

■グラフが大変参考になりました。貴重なデータをありがとうございました。

■昇給等タイムリーな内容で、しかもデータだけでなく課題を掘り下げた内容で、大変興味深く参考にさせていただきました。また次の機会がありましたら参加させていただきます。

■難しすぎない解説・適度な長さの話で、効果的に頭に入ってきます。

◎お申し込み方法：以下にご記入の上、この面をそのままファックスしてください。

◎受付：ファックスをいただきますと受講票（及び、有料となる場合は請求書）をお送りします。

万一、お申し込み後1週間以内に受講票が届かない場合は、お手数ですが西遠労務協会（053-436-1033）までお問い合わせをお願いいたします。

◎受講料のお支払（有料の場合）：請求書に記載の口座に開催日の5日前までにお振込みをお願いします。

◎セミナーの録音・撮影等：おそれいりますが不可とさせていただきます。

2/22・3/5 申込 FAX : 053-436-1138 (西遠労務協会宛) HP

フリガナ 貴社名	〒 所在地
Tel	Fax
フリガナ ご参加者名	(役職) (ご参加日...○で囲んでください) 2/22 3/5
フリガナ ご参加者名	(役職) (ご参加日...○で囲んでください) 2/22 3/5

【当事務所での個人情報の取扱いについて】
* お預かりしました個人情報は、当事務所 HP (<http://www.seienroumu.com>) 上に掲載しています当事務所の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に従って適切に取り扱います。
* お預かりしました個人情報は、①本セミナーの運営や必要な情報提供のため②メルマガの配信③当事務所のサービスに関する情報のお知らせに利用させていただきます。また、利用目的の範囲内において第三者に個人情報の取扱いを委託することがある他、セミナー講師に参加者名簿として提供することがあります。
* ご記入内容について、内容確認のご連絡をさせていただくことがあります。